

お知らせ

記者発表資料

令和3年9月24日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、贈賄を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

有限会社ライフマリン 山口県下関市伊崎町1丁目6番2号

2. 指名停止措置期間

令和3年9月24日 ～ 令和4年5月23日 (8ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

有限会社ライフマリンの代表取締役は、九州地方整備局関門航路事務所発注の業務を巡り、同社が業務を受注できるよう便宜を求める見返りとして同事務所職員に対して令和2年11月から令和3年3月頃、賄賂を贈ったとして、令和3年8月23日に福岡地検小倉支部に書類送検され、同年9月10日贈賄罪で起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第2号イ（贈賄）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第2号>

措置要件	期間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	4ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 一般役員等	2ヶ月以上6ヶ月以内
ハ 使用人	1ヶ月以上3ヶ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

082-511-3903 (直通) : 平日・昼間

総務部 契約管理官

にいばやしけんじ
新林 健二 (内線130)

◎総務部 経理調達課長補佐

おくぼひろふさ
尾久保 裕亮 (内線132)

総務部 契約課長

あべたかし
安部 隆司 082-221-9231 (代表) (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

わだまさこ
和田 昌子 082-221-9231 (代表) (内線2514)